

第6章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進・進行管理

(1) 分野の「縦割り」を超えた推進

「地域福祉」施策の推進にあたっては、高齢、障害、児童等といった各福祉分野にとどまらず、地域での生活を支援していくため、安全・安心を含めた幅広い分野から“福祉”をとらえて「地域福祉」の視点に立った取組を進めていけるよう、役場庁内の関係各課が連絡・調整を十分に図り、推進に努めていきます。

(2) 町社会福祉協議会との連携強化

「町社会福祉協議会」は、地域福祉における中心的役割を担っており、地域福祉の向上を目的とする事業の企画や実施、他団体への助成などを通じて地域福祉の推進に大きく貢献しています。町社会福祉協議会が進める、住みよい地域づくりを行っていくための具体的な行動目標を定めた「地域福祉活動計画」は、本計画の「共助」等の部分を補完するものであり、その役割が期待される場所です。

両計画が相互に補完・補強し合いながら取組の促進を図るため、町社会福祉協議会との連携を強化し、町の“車の両輪”として地域福祉を推進していきます。

(3) 計画の進行管理 ～「PDCA サイクル」の確立

本計画については、進捗状況等の点検・評価を行い、効果的な進行管理（「PDCA サイクル」の確立）を図っていきます。

また、計画の推進にあたっては、庁内関係各課による連携を図り全庁的に施策の展開を行うため、関係各課による施策の推進状況の点検・自己評価を定期的に行っていきます。

■ 「PDCA サイクル」のイメージ

